

第二次津市子ども読書活動推進計画



平成25年4月

津市教育委員会

はじめに

子どもにとって読書は、表現力、考える力を育て、創造性を豊かなものにする欠くことのできないものです。現在の子どもを取り巻く社会環境は、携帯電話、インターネット、テレビなどの情報メディアに囲まれ、想像力や思いやりの気持ちが育ちにくくなってきています。このような環境の中で、読書のもつ意義は重要であると考えています。

平成24年に実施した読書アンケート結果によると、本を読むのが好きな子どもが増えている一方、本を読まない子どもも増加し、学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向にあります。このため、子どもの活動範囲が及ぶ、家庭、学校、地域それぞれの環境を整え、子どもが本に親しむ機会を拡充する必要があります。

本市におきましては、平成20年に津市子ども読書活動推進計画を策定し、子どもの読書環境の整備に努めてきました。今回、第一次計画での成果を検証し課題を抽出し、計画の見直しを図り、「第二次津市子ども読書活動推進計画」を策定しました。子ども一人一人が読書の楽しさ、素晴らしさを発見し、「いつでも、どこでも本に出会えるまちをめざして」、一層の環境整備を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、子ども読書活動推進会議の委員及びパブリックコメントなどで貴重な御意見をいただきました皆様に厚くお礼申し上げますとともに、今後は、この計画に基づき、保護者をはじめ家庭、学校、地域が連携を図り、子ども読書活動を推進してまいりますので、御理解、御協力をお願い申し上げます。

平成25年4月

津市教育委員会
教育長 中野和代

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 子どもの読書活動の意義 1
- 2 計画の目的 1
- 3 計画の性格 1
- 4 計画の期間 1
- 5 計画の対象 1

第2章 子どもの読書環境の状況

- 1 国の状況 2
- 2 県の状況 2
- 3 本市の状況 3

第3章 基本方針

- 1 目標 8
- 2 施策の柱 8

第4章 子どもの読書活動を進める具体的な方策

- 第1 家庭への働きかけ 9
 - 1 家庭での読書環境の整備 9
 - 2 P T A等との連携 9

- 第2 保育所・幼稚園、学校での取組 10
 - 1 保育所・幼稚園での取組 10
 - 2 小・中学校での取組 11

- 第3 市立図書館での取組 13
 - 1 読書環境の整備 13
 - 2 読書を支える人材・読書ボランティアの養成とネットワークづくり 14

- 第4 地域での取組 16
 - 1 公共施設での取組 16
 - 2 啓発活動の推進 17

第5	関係機関と関係団体等の連携と協働	18
1	市立図書館と学校図書館との連携	18
2	市立図書館と保健センターとの連携	18
3	市立図書館と他の公共施設等との連携	18
4	高等教育機関の附属図書館と市立図書館、学校図書館、他市町図書館等との連携	18
5	三重県書店商業組合等との連携	19
第6	啓発活動の推進	20
1	読書に関わる情報の提供	20
2	広報津の活用とポスター等作成	20
3	マップづくり	20
第5章	推進体制の整備と努力目標	
1	子ども読書活動推進会議の設置	21
2	継続的な実態調査	21
3	津市子ども読書活動推進計画の努力目標	21
用語解説		24



第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義

読書は、自己の形成には不可欠なものです。また、読書で得られる知識は、人生をより豊かなものにすることができます。

特に、子どもの読書は、言葉を学び、感性を磨き、論理的思考力や表現力、創造力を高め、他人への思いやりと豊かな心を育むとともに、様々な知識を深め情報を得るなど、生きる力を養う上で大切な活動であると言えます。

これらの読書の特性を活用するには、幼いころからいかに読書の習慣を身につけることができるかが鍵となってきます。子どもの頃に本を読む楽しさを知り、本に親しむことが、生涯にわたる読書習慣の基礎となり、自ら学ぶ意欲を育てることにつながります。

子どもが、それぞれの発達段階に応じた読書活動を行うことができるように、また子どもが自ら進んで読書に親しめるよう、家庭・地域・学校等が相互に連携をしながら読書環境の整備に努めていくことが重要です。

2 計画の目的

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」⁽¹⁾の基本理念にのっとり、行政と市民が協働して、すべての子どもが自主的に読書活動に親しむことのできる環境を整備し、豊かな心や未来を拓く力をもった人づくりを目的とします。

3 計画の性格

この計画は、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び「三重県子ども読書活動推進計画」を基本とし、平成19年度に本市が策定した「第一次津市子ども読書活動推進計画」の成果を生かしながら、本市における子どもの読書活動に関する基本的な施策について示すものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。ただし、計画を改定する必要がある場合は、所要の見直しを行います。

5 計画の対象

この計画は、おおむね18歳以下の子ども及びその保護者を対象とします。

第2章 子どもの読書環境の状況

1 国の状況

国は、「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」との考えから、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行しました。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的として制定されています。

この法律により、国においては平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第二次）」が策定され、「子どもが読書に親しむ機会の提供」、「諸条件の整備・充実」、「家庭・地域・学校を通じた社会全体での取組の推進」、「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及・啓発」を基本的な方針として、その推進の方策を定めています。

また、国は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定め、国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとしています。

その他関連する法律については、平成9年6月には「学校図書館法」の改正を行い、平成15年4月から12学級以上のすべての小・中・高等学校に司書教諭⁽²⁾の配置を義務付け、学校図書館の整備充実を図っています。

この間、平成18年12月に「教育基本法」が、平成19年6月に「学校教育法」が改正され、学校教育法第21条で、読書に親しませることが義務教育の目標の一つとされました。

2 県の状況

県は、国の「子どもの読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、読書活動に親しむことによってすべての子どもが健やかに成長できるよう、平成16年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」を策定しました。平成21年11月には「第二次三重県子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもが読書活動を行う場である家庭・地域・学校等における役割を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、「子どもと本をつなぐ」方策の方向性が示されました。

この計画では、市町や市町教育委員会、民間事業者、読書ボランティア団体⁽³⁾等との連携をさらに深め、子どもの読書活動を総合的に推進する体制を整備するとともに、子どもの読書活動の意義や重要性に関する県民の理解を深め、社会全体で読書活動を推進する気運を醸成する広報啓発活動を積極的に行い、家庭・地域・学校等の取組を促進するとしています。

3 本市の状況

本市の市立図書館数は、平成18年1月の市町村合併により9館2室となりました。

平成22年12月には、図書館システムが全館共通となったことで全館が一体となったサービスが可能になり、読書ボランティア団体とも協力した運営を行っています。

現在、市内で活動する読書ボランティア団体は、20団体が市立図書館と連携しており、市民による読書活動が活発に行われています。

また、学校においても、全校一斉の読書活動や子ども読書の日取組等、計画的な読書指導が展開されており、読書ボランティア団体との連携事業や保護者等の学校図書館ボランティア⁽⁴⁾を活用している学校も増えてきています。

さらに、三重大学を始め、三重短期大学等の高等教育機関が集まっていることから、高い専門性を有する情報を得やすい環境にあります。

(1) 市立図書館での取組状況

市立図書館9館2室の蔵書数は、平成23年度時点で約104万1千冊あり、そのうち児童図書は約31万冊で全体の29.8%を占めており、年間総貸出冊数は約138万2千冊となっています。

市立図書館では、積極的に各学校等への図書の団体貸出⁽⁵⁾を行っており、図書館事業として児童生徒向け読み聞かせイベントを読書ボランティア団体と連携して開催しています。

また、旧津市では、平成15年度から学校図書館の活性化と子どもの読書活動の充実のため、学校図書館と市立図書館との連携を行っています。

(2) 読書環境の整備状況

平成16年度から平成18年度までは、文部科学省の「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」の指定を受け、「学校図書館と公共図書館・大学図書館との連携による学校図書館運営の活性化とその人材育成」をねらいとし、市内の6小学校を協力モデル校として司書資格を有する学校図書館巡回指導員を派遣し実施

しました。

併せて、平成18年度から、学校図書館巡回指導員をモデル校以外にも派遣し、取組の拡大を図るとともに、市独自に学校図書館司書を市内の4中学校区に配置しました。

平成19年度から平成20年度までは、文部科学省の「学校図書館支援センター推進事業」の指定を受け、これまでの事業の成果を継承し、5中学校区を協力モデル校とし、学校図書館協力員が中学校区内の小中学校を巡回し、小中連携を生かした中学校区での取組を推進しています。この事業では、「学校図書館の学習利用率」の拡大と「読書なしではいられない子どもと大人の育成」をねらいとし、学校図書館支援センターを設置し、取組を充実させてきました。

市独自の取組として、学校図書館司書を平成19年度は6中学校区に、平成20年度には8中学校区に、平成21年度には全20中学校区に配置し、これまでの取組成果を市内全小中学校へと反映させるよう努めています。

併せて、これらの学校図書館司書や図書館担当者、さらには学校図書館ボランティアの資質向上を図り、子どもの読書活動が一層充実するよう研修講座も開催しています。

また、読書活動の推進には子どもを取り巻く環境が重要であることから、平成21年度には「子ども読書の街」づくり推進事業を行い、公立施設の読書コーナーの設置と充実を図るとともに、学校図書館を地域に開放することを進めており、子どもの読書意欲の醸成を図っています。

このような取組から、学校図書館は子どもにとって魅力あるものとなり、子どもの読書への関心も高まり、読書冊数も増加傾向にあります。

(3) 学校、園での取組状況

保育所・幼稚園では、子どもが読書の楽しさに触れ、体感できる環境の整備として、読み聞かせを通じた仲間づくりを目指しています。

また、小中学校においては、「朝の読書⁽⁶⁾」など、一斉読書の時間を設けるようにしています。平成23年度は、小学校93.0%、中学校81.8%の学校で実施され、読書習慣の定着を図ることができました。

これらの様々な取組により子どもの読書意欲は高まり、平成19年度から平成23年度の小学校の学校図書館における子ども1人当たりの年間貸出冊数は、25.7冊から46.4冊へと約1.8倍に増加し、中学校でも3.9冊から7.7冊へと約2倍に増加しました。学校図書館ボランティアも年々増加し活動も活発になり、子どもの読書活動の支援や学校図書館の環境整備に向けて取り組んでいます。

(4) 地域での取組状況

子どもの読書活動の充実のためには家庭教育や社会教育との連動が重要であることから、本事業において、PTA等の関係機関と連携を図りながら、子どもだけでなく、保護者や地域住民が一体となり、読書活動推進を図っています。

特に、親子での読書の推奨や保育所・幼稚園、小中学校あるいは市立図書館と地域の読書ボランティア等との連携、協力により読書習慣の定着を図っています。

(5) その他の取組状況

生涯学習の一環として、平成22年度から「手づくり絵本コンクール」を実施しており、毎年200点を超える応募があります。

第1回を開催した平成22年は国民読書年であったことから、表彰に併せて国民読書記念講演を行い、多数の方に絵本の世界に浸っていただくことができました。

また、毎年、最優秀作品を製本し、市内の保育所・幼稚園、小中学校、市立図書館等へ配付することにより、子どもや保護者、市民への読書の啓発を図っています。

(6) 取組成果

このような読書環境のなかで、市内の小中学校が子ども読書活動優秀実践校として、市立図書館が子ども読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣表彰⁽⁷⁾を受け、その実績が認められています。

子ども読書活動優秀実践校

年 度	学 校	年 度	学 校
平成17年度	養正小学校	平成22年度	栗真小学校
平成19年度	西が丘小学校	平成23年度	村主小学校
平成20年度	雲出小学校	平成24年度	誠之小学校
平成21年度	一身田中学校		

子ども読書活動優秀実践図書館

年 度	図 書 館
平成16年度	久居ふるさと文学館
平成18年度	津図書館

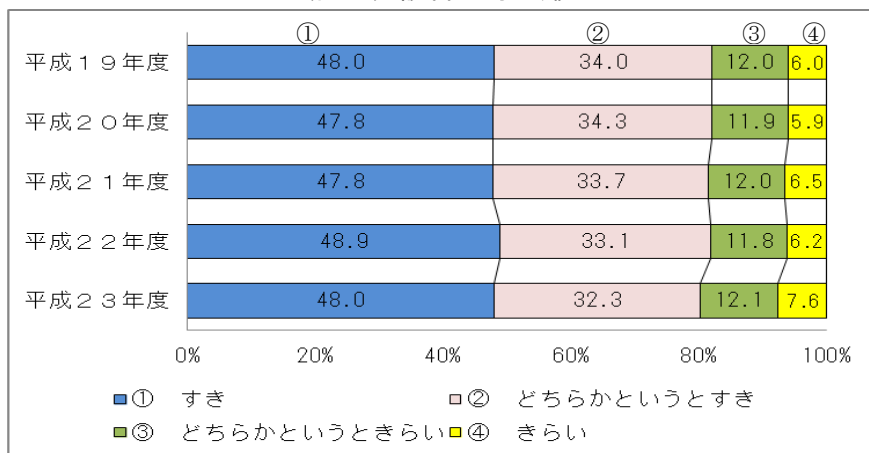
(7) 子どもの読書傾向

子どもの読書傾向を知るため、平成19年度から毎年市内の全小中学生に対して「読書のアンケート」⁽⁸⁾を実施しています。平成23年度の結果からは、次のような読書傾向が見られました。

① 読書の好き嫌いについて

読書の好き嫌いについては、平成19年度から平成22年度まで、「好き」または「どちらかというとき好き」と肯定的にとらえている児童生徒は約82%でしたが、平成23年度は80.3%と減少し、「どちらかというとき嫌い」または「嫌い」が増加傾向にあります。

〔図1〕読書の好き嫌い

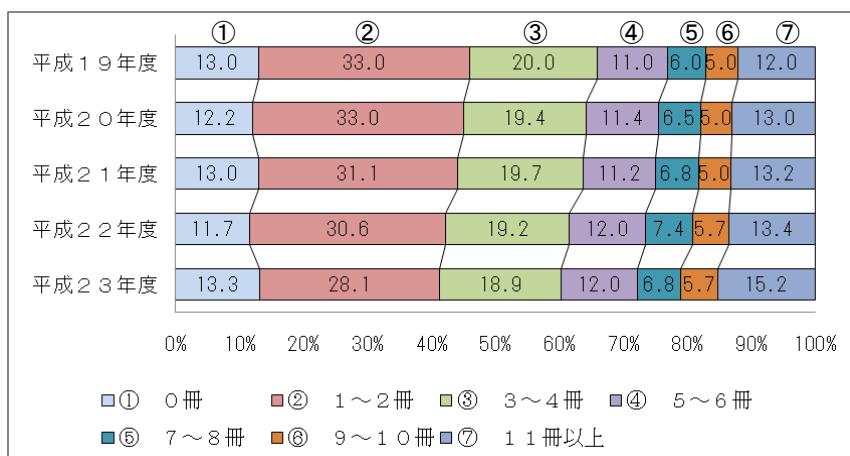


② 1か月の読書冊数（漫画や雑誌は除く。）について

1か月の読書冊数は、「1～2冊」が28.1%と最も多く、次いで「3～4冊」の18.9%となっており、平成23年度までの5年間で順位に変化は見られませんが、「3～4冊」以上読む児童生徒数は、増加傾向にあり58.6%となっています。

一方で、「0冊」の不読者⁽⁹⁾も昨年度よりわずかながら増加しています。

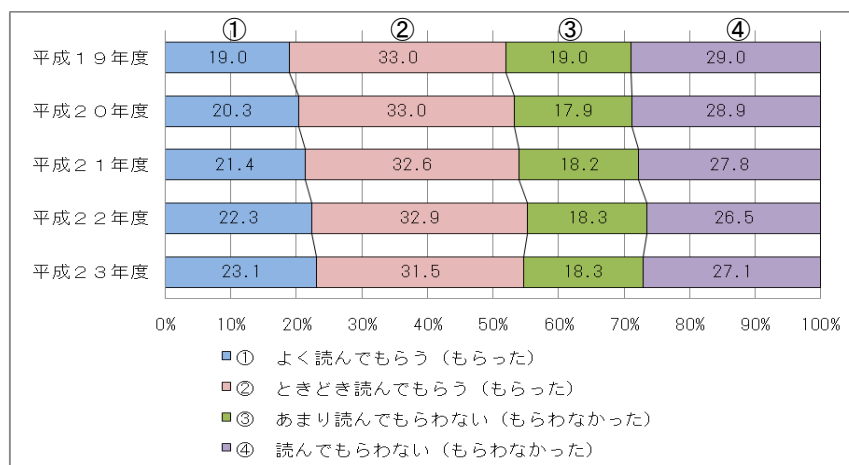
〔図2〕1ヶ月の読書冊数



③ 読み聞かせをしてもらった経験について

読み聞かせをしてもらった経験のある児童生徒数は、平成23年度までの5年間に、52.0%から54.6%へと増加しており、読書の重要性が浸透してきた結果と言えます。

〔図3〕読み聞かせの経験



平成19年度から始めた読書のアンケートによると、平成23年度までの様々な取組が確実に根つき、豊かな読書体験を楽しんでいる児童生徒が増えているとの結果を得ることができました。

一方で、不読者の増加等が見られることから、二極化を思わせる結果も出ており、さらに子どもの読書活動の定着に向けて事業を推進する必要があります。

第3章 基本方針

子どもの読書活動に関する本市の状況や特性を生かし、すべての子どもが豊かな心や未来を拓く力をもった人間として育つための読書環境を整備することを目指し、本計画を系統的・体系的に推進するための目標を設定し、基本的な方向性と具体的な方策を明らかにして、家庭・地域・学校等において総合的に取り組みます。

1 目標

読書活動が活発なまち・「つ」の創造

～いつでも、どこでも、本に出会えるまちをめざして～

推進計画の策定により、子どもの読書活動を充実させ、豊かな情操を育むことができるよう、読書活動が活発なまちを創造し、いつでも、どこでも、本に出会えるまちを目指します。

2 施策の柱

(1) 子どもが、身近に本に出会える機会を拡充します。

乳幼児期からの読み聞かせを始め、保育所や幼稚園、小・中学校あるいは市立図書館での個別に実施されている事業を継続し、本に出会う機会を拡充します。

(2) 子どもが読書の楽しさに触れ、体感できる環境を整備します。

家庭・地域・学校等における読書環境の整備を進めるとともに、市立図書館を始め、各公共施設等の職員の研修に努めます。

(3) 図書館等関係機関と民間団体等が連携・協力した取組を支援します。

学校や図書館等関係機関と読書ボランティア団体が連携・協力して、子どもの読書活動が活発に推進されるよう、取組を支援します。

(4) 行政と市民が協働し、社会的気運醸成のための啓発活動を推進します。

行政と市民が協働して、社会全体で読書活動への理解と関心が普及するよう啓発活動を推進します。

第4章 子どもの読書活動を進める具体的な方策

第1 家庭への働きかけ

1 家庭での読書環境の整備

(1) 親子で絵本に出会う環境の整備

保健センターでの親子を対象とした保健事業及び市立図書館での読み聞かせなど、親子で妊娠期から読書の楽しさに触れる環境機会を提供します。

また、読み聞かせの方法や本の選び方などをチラシの配布等により啓発します。

(2) 児童図書等のリサイクルの活用

市立図書館が蔵書整理時に行うリサイクル本事業等で、家庭において本に触れる環境が整備されるよう支援します。

(3) 家読（うちどく）⁽¹⁰⁾ の推奨

市立図書館や学校等を通じて、保護者等へ働きかけ、家庭での読書活動（家読）が推進されるよう支援します。

2 P T A等との連携

(1) 読み聞かせ会の開催

P T A等と連携し、読書ボランティア団体によるおはなし会等を開催します。

(2) 読書活動参加の呼びかけ

P T A等と連携し、学校図書館でのボランティア活動参加への働きかけをします。



第2 保育所・幼稚園、学校での取組

1 保育所・幼稚園での取組

(1) 読書環境の整備

- ① 保育所・幼稚園内の読書環境の充実
 - 本の購入や市立図書館の団体貸出の利用、保育所・幼稚園間での本の情報交換等を行い、図書の実充を図ります。
 - 効果的な絵本の配置や、子どもが落ち着いてじっくりと絵本を楽しめる環境を考慮した絵本コーナーの実充を図ります。
- ② 研修の実充
 - 保育士や幼稚園教諭対象の研修会を実施して、読書活動の推進の重要性や読書環境の実充に対する意識の高揚を図ります。
 - 子どもが心を躍らせる絵本の読み聞かせができるよう、保育士や幼稚園教諭が、スキルアップするための研修会を実施します。
- ③ 地域との連携
 - 保護者や地域のボランティアの協力を得て、読み聞かせやストーリーテリング⁽¹¹⁾等の実充を図ります。
 - 市立図書館等と連携しながら、新刊本やおはなし会などの情報の共有を図り、地域の中で子どもが本に触れやすい環境を作ります。

(2) 読書習慣の基礎づくり

- ① 読書習慣の基礎を培うための読み聞かせ等の実施
 - 保育所・幼稚園において、読書習慣の基礎を培うため、乳幼児期から絵本の読み聞かせ等を推進します。
- ② 家庭での絵本の読み聞かせの推奨
 - 保護者等へ働きかけ、親子での読書活動（絵本の読み聞かせ）が推進されるよう支援します。
- ③ 保護者への啓発
 - 絵本の紹介や読み聞かせの仕方、子どもの反応やつぶやきなどを通信に載せて、保護者へのアドバイスとなるような取組を進めます。
 - 保育参観や未就園児の会⁽¹²⁾の子育て支援活動などにおいても、親子での読書活動（絵本の読み聞かせ）を行うように促します。

2 小・中学校での取組

(1) 読書環境の整備

① 図書館資料の充実

文部科学省制定の学校図書館図書標準⁽¹³⁾に基づき、計画的に蔵書冊数を整備し、図書館資料の充実を図ります。

② 市立図書館等との連携

市立図書館等と連携し、団体貸出等を利用しながら、子どもや学校のニーズに応える図書の整備を図ります。

③ 学校図書館司書の継続配置と図書館教育の充実

全中学校区において、学校図書館司書を継続配置し、中学校区内の小学校にも派遣するなど、小中学校が連携した図書館教育を推進します。

④ 学校図書館情報システムの活用

市立全小中学校において、蔵書管理のデータベース化と学校図書館情報ネットワークシステムを活用し、児童生徒の読書・学習活動を支援します。

⑤ 学校図書館ボランティア等との協働

学校図書館ボランティア等と連携し、読み聞かせや環境整備、図書館資料の修理等、学校図書館の充実を図ります。

(2) 読書活動の推進

① 一斉読書

豊かな読書習慣の基礎を培うため、授業開始前に一定の時間を設けて読書を行う「朝の読書」や教職員による読み聞かせ等、本とのふれあいを大事にした教育を推進します。

② 図書館活動

学校図書館を活用した学習支援等、学校図書館の利用促進を図ります。

③ 家読の推奨

保護者等へ働きかけ、家庭での読書活動(家読^{うちどく})が推進されるよう支援します。

(3) 障がいのある子どもの読書活動の推進

市立図書館やボランティア団体、関係機関との連携を通して、子どもの個性に合わせた図書資料の充実を促し、すべての子どもが読書を楽しむことができる環境づくりに取り組みます。

(4) 日本語以外の母語を話す子どもの読書活動の推進

日本語以外の母語を話す子どもが、読書を楽しむことができるよう、図書の整

備を図り、日本語及び母語に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

(5) 関係機関と連携した取組の推進

- ① 図書館教育担当者、学校図書館司書及び学校図書館ボランティアへの支援
図書館教育担当者や学校図書館司書に対して、図書館運営や図書館教育についての指導助言を行うとともに、学校図書館ボランティアへの支援を行います。
- ② 読書に関わる研修講座や専門研修の充実
市立図書館の司書による研修講座や三重大学附属図書館・三重短期大学附属図書館等と連携した図書館運営に関する専門研修を充実し、図書館教育担当者や学校図書館司書等の資質向上を図ります。



第3 市立図書館での取組

1 読書環境の整備

(1) 児童書の充実

子どもの年齢や要求に対応するために、乳幼児、児童、青少年等それぞれの特性に適した資料や、学習に役立つ資料の選定を行い資料の充実を図ります。

(2) 団体貸出制度の推進

地域や学校等の読書環境の整備及び支援のため、団体貸出制度を推進します。

(3) 読み聞かせ会等の読書や図書に関わる行事等の開催

子どもの読書活動に関する講演会や行事等を開催し、乳幼児期から子どもが本に出会える事業を推進します。

① ブックスタート関連事業⁽¹⁴⁾の開催

保健センターでの親子を対象とした保健事業等の機会において、子どもや保護者に読み聞かせ等を実施し、読書の意義や楽しさを伝え、家庭において読み聞かせや親自身の読書活動が進められるようにします。

また、読み聞かせに適した本の紹介や発達段階に応じた本のリストの配布を行います。

② 児童関連行事の充実

おはなし会の開催を始め、子どもと本を結びつける講座や、保護者の本への理解や興味を促進する講座等様々な行事を継続して実施します。

③ 子ども読書の日等の取組

子ども読書の日（4月23日）及び読書週間（4月23日～5月12日）を中心に、読み聞かせや図書館クイズ、推薦図書の展示等を行い、子どもだけでなく、保護者、市民等の読書活動に対する意識を高めるとともに、読書に触れる機会を定期的に提供します。

(4) 司書等の研修機会の充実

子どもの本についての広範な知識と、子どもと本をつなぐ技術を身につけ、様々な読書相談に応じられるよう、司書としての専門的な知識や技術を習得できる研修会へ参加し、図書館職員の資質向上に努めます。

(5) 児童図書等のリサイクルの実施

市立図書館が蔵書整理時に行うリサイクル本事業等の利用により、家庭におい

て本に触れる環境が整備されるよう支援します。

(6) 障がいのある子どもの読書活動の推進

- ① ボランティア団体、学校及び関係機関との連携を通して、子どもの個性に合わせた図書資料の充実を促し、すべての子どもに読書活動の機会が提供されるように努めます。
- ② 子どもの特性、状態、生活経験等を考慮し、三重県視覚障害者支援センター点字図書部門等との連携を通じて、大活字本、録音図書、点字図書等の資料を収集するとともに、ボランティア団体等と協力して、資料の作成に努めます。

(7) 日本語以外の母語を話す子どもの読書活動の推進

日本語以外の母語を話す子ども等が、読書を楽しむことができるよう、外国語図書の収集にも努め、母語に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

(8) 情報の発信

- ① 優良図書や子どもの発達段階に沿った読み聞かせや親子で読書ができる図書リストを作成して、読書推進に活用します。
- ② 優れた読書活動の取組を紹介するなど、読書に関わる情報を提供します。
- ③ 来館する子どもや保護者だけでなく、利用していない親子へ働きかけるため、広報津やホームページ等による情報提供を行います。

(9) 市立図書館の連携

9館2室ある市立図書館のネットワークの強化を図り、情報の共有及び資料の有効活用に努めます。

2 読書を支える人材・読書ボランティアの養成とネットワークづくり

(1) 読書を支える読書ボランティアの養成

地域や市立図書館で読み聞かせやストーリーテリングなどをするボランティアの養成講座を開催し、読書を支える読書ボランティアを養成します。また、研修の場及び活動場所の提供等により活動を支援します。

(2) 読書ボランティア団体のネットワークづくり

読書に関わるボランティア団体のネットワーク化を図り、情報交換や交流の場を提供します。

また、読書ボランティア団体の読み聞かせ技術等のさらなる向上や団員の加入

促進を図ることができるような機会を設けたり、ボランティアを必要とする学校・園等とつなぐことで活動の場を提供するなどボランティア活動を支援します。



第4 地域での取組

1 公共施設での取組

保健センター、公民館、市民センター、教育集会所、隣保館、児童館、放課後児童クラブ等の公共施設で、図書室・図書コーナー等の設置及び利用しやすい状況を作るとともに、市立図書館との連携により、蔵書を増やしたり入れ替えたりするなど環境整備を進めます。

(1) 保健センター

- 親子を対象とした保健事業等の機会に、妊娠期から、読書の楽しさに触れる機会を提供し、図書館事業（読み聞かせ等）への参加や、図書館利用を呼びかけます。
- 図書館職員等と連携を取りながら、読み聞かせ等の実施や読み聞かせに適した本の紹介や絵本に関するチラシの配布をすることにより読書活動を啓発します。

(2) 公民館

- 市立図書館からのリサイクル本の活用や地域住民からの協力を得ながら、館内にある図書室あるいは図書コーナーを充実します。
- 読書関連講座を充実させるとともに、読書に関する自主活動の育成支援を図ることで、子どもが読書に親しむための環境づくりに努めます。

(3) 市民センター

- 図書室や図書コーナーを設け、読書をしやすい環境整備に努めます。図書の入れ替えをしたり、レイアウトを工夫したりして、地域の子どもの読書に興味や関心を持つことができるようにします。
- チラシやパンフレットを置くなど、来館者に対して図書に関わる情報の提供を行います。

(4) 教育集会所⁽¹⁵⁾

- リサイクル本の活用など、地域住民からの協力を得ながら、蔵書数を増やし、読書コーナー等を整備するとともに、子ども読書の日や読書週間に合わせて、集会所便りや掲示板を利用して、読書活動推進のための環境づくりに努めます。
- 図書の希望調査をしたり、地域のボランティア団体等に依頼して、読み聞かせ会を開催したりして、子どもが読書の楽しさに触れられるよう努めます。

(5) 隣保館⁽¹⁶⁾

地域の子どもや保護者に読み聞かせ等を行い、読書活動の意義や楽しさを伝えるよう努めます。

(6) 児童館⁽¹⁷⁾

読み聞かせや読書の時間を設定するなど、来館する子どもの読書活動を推進します。

(7) 放課後児童クラブ⁽¹⁸⁾

市立図書館の団体貸出等を活用して、児童書を整備し、読み聞かせや読書の時間を設定して、子どもが本に触れることができる環境づくりに努めます。

2 啓発活動の推進

(1) 優良図書や優れた読書活動の取組の紹介等、読書に関わる情報提供

- ① 市立図書館と公共施設が連携して、優良図書や子どもの発達段階に沿った読み聞かせや親子読書ができる図書リストを配布して、読書推進に活用します。
- ② 優れた読書活動の取組を紹介するなど、読書に関わる情報を提供します。

(2) 子ども読書の日等の取組

子ども読書の日（4月23日）及び読書週間（4月23日～5月12日）を中心に、読書に関わる情報提供、読み聞かせ会等を行い、子どもだけでなく、保護者、市民等の読書活動に対する意識を高めるとともに、読書に関わる機会を提供します。

第5 関係機関と関係団体等の連携と協働

1 市立図書館と学校図書館との連携

(1) 学校図書館教育の充実

市立図書館と学校図書館が連携し、学校図書館教育の充実のため、団体貸出の推進、学校支援向け資料の収集、教科の学習や調べ学習への対応、研修講座での連携等を行います。

(2) 職場体験推進事業等の実施

子どもが図書館に興味や関心を持つよう、中学生職場体験推進事業や図書館見学等を実施します。

2 市立図書館と保健センターとの連携

ブックスタート関連事業として、市立図書館と保健センターが連携して、親子を対象にした保健事業等の機会に読み聞かせ等を行い、絵本の楽しさを知らせ、読み聞かせに適した本の紹介や発達段階に応じた本のリストの配布も行うことによって、家庭での読み聞かせや図書館利用を保護者へ促します。

3 市立図書館と他の公共施設等との連携

公民館や子育て支援施設等の地域に開かれた公共施設が、市立図書館の団体貸出等を活用して読書の環境整備を図り、本とのふれあいや読書のきっかけをつくる場を提供します。

4 高等教育機関の附属図書館と市立図書館、学校図書館、他市町図書館等との連携

- 市立図書館・学校図書館と三重大学附属図書館・三重短期大学附属図書館等との連携を進め、学校図書館の活性化と子どもの読書・学習活動のより一層の充実を進めます。
- 三重県図書館情報ネットワークシステム⁽¹⁹⁾の積極的な参加と活用や各種図書館団体⁽²⁰⁾への加盟、三重大学附属図書館・三重短期大学附属図書館との連携により、市民が身近な各図書館を利用しながら、どこからでも手軽かつ迅速に必要な資料の提供ができるよう努めます。

5 三重県書店商業組合等との連携

三重県書店商業組合⁽²¹⁾等と連携し、市内の書店や児童図書の販売をしている店に、子どもの読書に関わる図書リストの配布や子どもの読書活動の推進に対する協

力を依頼し、ポスターの掲示等書店等との連携による啓発を進めます。



第6 啓発活動の推進

1 読書に関わる情報の提供

優良図書や子どもの発達段階に沿った読み聞かせや親子で読書ができる図書リストを作成して、読書活動の推進に活用します。

また、優れた読書活動の取組を紹介するなど、読書に関わる情報を提供します。

2 広報津の活用とポスター等作成

広報津や本市の子ども読書活動推進計画の趣旨を盛り込んだポスター等の作成や掲示により、読書活動の意義や事業を周知、促進します。

また、ポスター等を関係機関や公共施設等に配布し、事業を推進します。

3 マップづくり

子どもや保護者等が、いつでも、どこでも本に出会えるよう、本市において図書、資料等が置いてある場所や読書ができる市立図書館等関係施設の場所等を紹介したマップを作成、配布します。



第5章 推進体制の整備と努力目標

1 子ども読書活動推進会議の設置

(1) 子ども読書活動推進会議

図書館関係者、子どもの読書活動実践者、読書活動に関わるボランティア団体、学校関係者、書店商業組合、保護者の代表等で作る「津市子ども読書活動推進会議」を設置し、本計画が目標に向けて推進されるよう、次の活動を行います。

- ① 本計画の進捗状況を把握し、事業を促進します。
- ② 本市の子どもの読書活動を推進するための具体的な方策について協議をします。
- ③ 子どもの読書に関わる情報収集を行い、広報津等を通じて情報提供を行います。
- ④ 行政だけでなく、各種団体に呼びかけ、読書活動推進に係る行事等の開催を勧め、子どもの読書意欲を高めたり、大人の読書に係る意識の啓発をします。

(2) 子ども読書活動推進ワーキンググループ

具体的な事業の実施、実務的な検討等を行うため、関係各課担当者によるワーキンググループを設置します。

2 継続的な実態調査

平成28年度に、本市における子どもの読書活動の状況について実態調査を行い、本計画の推進についての総括を行います。

3 津市子ども読書活動推進計画の努力目標 (23 ページの表を参照)

本計画が家庭・地域・学校の連携の下、効果的に達成されるよう、その指標となる努力目標を数値で示し、『読書活動が活発なまち「つ」の創造』をめざして、努力します。

(1) 読書が「好き」な子どもの割合について

「読書のアンケート」によると、読書が「好き」と答えた子どもの割合は、小学生で53.8%、中学生で35.7%と学年が進むにつれ、読書が好きな子どもの割合が減少しています。

このことから、読書が好きな子どもの割合を5年間で、小学生で70%、中学生で50%にします。

(2) 子どもの1か月の不読者数の割合について

「読書のアンケート」によると、子どもの1か月の不読者数（1か月に1冊も本を読まない数）の割合は、小学生で7.3%、中学生で26.3%となっています。

この不読者数の割合を5年間で、小学生で5%、中学生で20%にします。

(3) 学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数について

学校図書館における一人当たりの年間貸出冊数は、小学生で46.4冊、中学生で7.7冊となっています。

小中学校の児童生徒の一人当たりの年間貸出冊数を5年間で、小学生で70冊、中学生で12冊にします。

(4) 子どもに本の読み聞かせを「よくする（よくした）」保護者の割合について

「読書のアンケート」によると、子どもに本の読み聞かせを「よくする（よくした）」保護者の割合は23.1%となっています。

子どもが生涯にわたって読書に親しむためには、保護者が読み聞かせをしたり一緒に読書をしたりすることが大切です。こうしたことから、子どもに本の読み聞かせをよくする（よくした）保護者の割合を5年間で30%にします。

(5) 学校図書館ボランティアが活動している学校の割合について

学校図書館ボランティアが活動している学校の割合は、小学校87.3%、中学校50.0%（小中学校とも分校を除く。）となっています。

ボランティアの協力を得て学校図書館の活性化を図るため、5年間で小中学校とも100%（小中学校とも分校を除く。）にします。

(6) 市立図書館の年間児童図書貸出冊数について

平成23年度の市立図書館における児童図書の年間貸出冊数は約49万6千冊となっています。

就学前から読書の楽しさを体験し、読書習慣が形成されるよう、5年間で児童書の年間貸出冊数を52万冊にします。

(7) 市立図書館の年間団体貸出冊数について

平成23年度の市立図書館の年間団体貸出冊数は、約5万6千冊となっています。

子どもがどこでも本に出会える環境を整備し、5年間で年間団体貸出冊数を6

万冊にします。

(8) ボランティア団体のネットワークについて

市内で、おはなし会等を主催するボランティア団体は、市立図書館や学校等と連携して、それぞれ個別に活動しています。

今後も、ボランティア団体の情報交換や交流を図り、研修の場を増やし、連携・協力して活動ができるよう、ボランティア団体のネットワークを構築し、活発な活動を支援します。

津市子ども読書活動推進計画の努力目標一覧表

項 目	現 状 (平成23年度現在)		平成28年度目標	
	読書が「好き」な子どもの割合	小学生	53.8%	小学生
	中学生	35.7%	中学生	50%
子どもの1か月の不読者数の割合	小学生	7.3%	小学生	5%
	中学生	26.3%	中学生	20%
学校図書館の児童生徒一人当たりの年間貸出冊数	小学生	46.4冊	小学生	70冊
	中学生	7.7冊	中学生	12冊
子どもに本の読み聞かせを「よくする(よくした)」保護者の割合	23.1%		30%	
学校図書館ボランティアが活動している学校の割合	小学校	87.3%	小学校	100%
	中学校	50.0%	中学校	100%
市立図書館の年間児童図書貸出冊数	約49万6,000冊		52万冊	
市立図書館の年間団体貸出冊数	約5万6,000冊		6万冊	

用語解説

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する法律」
子どもの読書活動の重要性にかんがみ、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を図るため、平成13年12月に制定された法律です。
- (2) 司書教諭
学校図書館の専門的職務に関する資格を有する教諭です。平成15年度から12学級以上の学校に司書教諭の配置が義務付けられました。
- (3) 読書ボランティア団体
市内で、読み聞かせやストーリーテリング等の読書活動を行っている団体です。各市立図書館とも連携し、協働でおはなし会等の行事を開催しています。また、学校、園等からの要望に応じておはなし会を開催しています。
- (4) 学校図書館ボランティア
学校図書館の環境整備や絵本の読み聞かせなどのおはなし会を開催するなど、学校図書館活動を支援する保護者等によるボランティアのことです。
- (5) 団体貸出
図書館サービスを受ける機会の少ない方々に対して、団体や職場などの世話役の人がまとめて図書館の本を借り、団体の構成員に利用してもらう制度です。
- (6) 朝の読書
授業開始前に一定の時間（10～15分程度）を設けて読書することを指します。
- (7) 文部科学大臣表彰
平成14年度から読書活動の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校、図書館及び団体（個人）を表彰し、関係者の取組の意欲をさらに高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に子どもの読書活動についての関心と理解を深めることを目的として、文部科学省が毎年行っています。
- (8) 読書のアンケート
津市教育委員会が平成19年度から開始し、毎年、市内の全小中学生に対して実施している読書活動に関するアンケートです。本計画においては平成23年度実施のアンケート結果を基にしています。
平成23年度対象人数
小学生14,664人 中学生6,731人 合計21,395人
- (9) 不読者
1か月に読んだ本が0冊の児童、生徒を「不読者」と呼んでいます。

- (10) 家読（うちどく）
家庭読書の略です。家族で本を読んでコミュニケーションすることで同じ時間、同じ空間を共有し、読んだ本について話し合ったりして、楽しい時間を過ごすことで、家族の絆が深まり心の成長が期待できます。
- (11) ストーリーテリング
話し手が物語を覚えてうたえで、聞き手に絵や文字を見せずに語ることで、子どものイメージを膨らませようとするものです。
- (12) 未就園児の会
保育所・幼稚園で実施している未就園児の子どもと保護者が一緒に遊ぶ会のことです。
- (13) 学校図書館図書標準
公立の義務教育諸学校に整備すべき蔵書の標準冊数のことで、学級数によって定められています。
- (14) ブックスタート関連事業
乳幼児期から絵本に親しんでもらうことを目的に、保健センターと市立図書館が連携して読み聞かせ等を実施し、読書の意義や楽しさを伝え、家庭においても読み聞かせや親自身の読書活動が進められるようにするための啓発事業のことで、
※ ブックスタートとは、赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を贈る活動のことで、津市では関連事業として行っています。
- (15) 教育集会所
地域の社会教育活動の充実、進展及び人権啓発の推進を図るために設置され、人権学習会、講演会、子どもの学習会等に利用される施設です。
- (16) 隣保館
「津市隣保館の設置及び管理に関する条例」により、市民の健全な文化生活を育成し、社会福祉の増進を図るため設置する施設です。
- (17) 児童館
「津市児童館の設置及び管理に関する条例」により、児童の健全育成を図るため、児童厚生施設として設置しているものです。
- (18) 放課後児童クラブ
共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としている放課後児童健全育成事業です（児童福祉法第6条2第2項に規定）。
- (19) 三重県図書館情報ネットワークシステム
「すべての図書館をすべての利用者に」という三重県立図書館の基本コンセプトに基づいて構築されたもので、県立図書館に県立図書館を含む県内各図書館から所蔵データを集め、利用者が家庭や職場のインターネット端末から、県内の所

蔵データ提供館の情報をまとめて検索できるようにしたものです。

- (20) 各種図書館団体
市立図書館では、日本図書館協会、三重県図書館協会、三重県公共図書館協議会等へ加盟し、図書館のより良い運営のために情報収集に努めています。
- (21) 三重県書店商業組合
三重県下の加盟書店により運営されている書店組合で、県教育委員会や学校等と連携して、読書に関する事業も行っています。

第二次津市子ども読書活動推進計画

発行 平成25年4月

編集 津市教育委員会事務局 津図書館

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

電話 059-229-3321

FAX 059-229-1458